

日本森林学会規則集

1-1 日本森林学会会員規則

(目的)

第1条 本規則は、日本森林学会定款第6条に定める会員の入退会及び権利義務等を定めることを目的とする。

(一般及び学生会員)

第2条 定款第6条に定める正会員のうち、学生であるもの(大学院生を含む。ただし、社会人大学院生を含まない。)を学生会員とし、それ以外を一般会員とする。

(入会)

第3条 当学会に入会を希望する個人又は団体は、別に定める入会申込書を会長宛に提出しなければならない。

2 理事会は、申込書に従い入会の可否を決定し、当該個人又は団体に通知するものとする。

(会費)

第4条 定款第8条に基づき、会員の年会費を次のとおりとする。

(1)

正会員(一般会員)	年会費	10,000円(A区分)
		12,000円(B区分)

正会員(学生会員)	年会費	5,000円(A区分)
		7,000円(B区分)

(2) 名誉会員 年会費 なし

(3) 賛助会員 年会費 1口 30,000円以上

(4) 機関会員 年会費 18,000円

(5) 準会員 年会費 2,500円

2 年会費は、前年度の2月末日までに納入するものとする。ただし、正会員がA~Bの会員区分を変更する場合、前年の10月15日までに電子メール、FAX、又は文書によって事務局に連絡する。期日までに連絡が無い場合、会員区分に変更はないものとみなす。

3 入会を申し込んだ個人又は団体は、前条第2項の理事会からの入会を可とする通知を受けた後、速やかに入会した年度の年会費を納入しなければならない。

4 会員は、当学会から年会費の納入請求の通知があった場合、期限までに年会費を納入しなければならない。

5 年齢75歳以上の一般会員で20年以上継続して会員であったものは、会費を免除する。

6 年会費の割引制度を、総会の承認により設けることができる。

(会員種別の変更)

第5条 卒業、修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、継続して一般会員となることを希望する場合は、別に定める「会員変更届」によって変更事項を会長宛に提出するものとする。

2 卒業、修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、進学等により学生会員資格を得る予定の者は、別に定める「会員変更届」によって変更事

項を会長宛に提出するものとする。

3 学生会員が一般会員となる場合は、学生会員の資格を失う翌日を会員種別変更日とする。

4 学生会員が一般会員となる場合は当該年度の年会費の差額の納入を免除し、翌年度から一般会員の年会費を納入するものとする。

5 一般会員が学生会員の資格を得て学生会員になることを希望する場合は、「会員変更届」によって変更事項を会長宛に提出するものとする。一般会員から学生会員になった場合は、一般会員と学生会員の年会費の差額は返還しない。

6 その他の会員種別を変更する場合は、これに準じる。

(会員への通知)

第6条 学会から会員に対して行う通知は、原則として、電磁的方法である電子メール、又はウェブサイトによるものとする。ただし、会員から要請があった場合には、文書によらねばならない。

(会員登録情報の変更)

第7条 会員は、学会から会員への郵便物、電子メール等の送付を確実にするために、所属、連絡先等の変更の場合は「会員変更届」によって変更事項を会長宛に提出するものとする。変更届の提出がなく一定期間の間連絡が取れない場合は、学会が会員への郵便物、電子メール等の送付を中止しても異議を述べないものとする。

(退会)

第8条 会員が退会しようとする場合は、別に定める「退会届」を会長宛に提出するものとする。

2 退会しようとする会員は、未納の年会費等がある場合は、これを納入しなければならない。

3 学会は、会員がその資格を喪失しても、既納の年会費その他の拠出金品を返還しない。

(学会刊行物の送付等)

第9条 学会は、会員種別に従い学会刊行物等を無料送付、電子版の無料閲覧、又は頒布する。ただし、会員は冊子体の一部または全ての受取を辞退することができる。

2 正会員には、森林科学の冊子体、会員名簿を無料で配布する。また、Journal of Forest Research(以下、JFR)および「森林科学」をウェブ上に無料で閲覧できるユーザー名とパスワードを発行する。さらに正会員のうち、B区分にはJFRの冊子体の無料配布を行う。

3 賛助会員には、日林誌、JFR及び森林科学の3誌の冊子体とともに日本森林学会学術講演集及び会員名簿の無料配布を行う。

4 機関会員には、日林誌、JFR及び森林科学の3誌の冊子体とともに会員名簿の無料配布を行う。

5 準会員には、森林科学の無料配布を行う。

6 学会刊行物の無料配布は、各会員があらかじめ登録した1箇所の住所へ送付するものとする。なお、送付先が日本国外の場合も同様とする。

(学会選挙に関する会員の権利)

第10条 正会員は、定款第14条の定めにより、代議員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。

2 選挙については、個人の賛助会員も正会員と同等の権利を有する。

(会員による総会の傍聴)

第11条 会員が、定款第24条により総会の傍聴を希望する場合には、原則として総会の2日前までに、学会事務局に、電子メール等で通知すること。

2 学会事務局は、電子メールを受信後速やかに傍聴希望の受理を電子メールで回答する。

(会員による理事の行為の差止め)

第12条 会員は、理事が学会の定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって学会に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(会員の学会活動への参加)

第13条 正会員及び個人の賛助会員は次の学会活動を行うことができる。

- (1) 年次学術大会(年1回開催)で発表すること
- (2) 日林誌に投稿すること
- (3) 森林科学に投稿すること
- (4) 委員会活動に参加すること
- (5) 学会が実施する研究活動、行事等に参加すること

2 準会員については、前項第1号、第2号及び第4号の活動は行えない。

(会員の義務)

第14条 会員は、学会活動に際して、関係法令並びに定款を遵守しなければならない。

2 会員は、学会から提供された会員としての権利を第三者に譲渡できない。

3 会員は、会員番号・パスワード等(以下、会員識別情報という。)を自ら管理しなければならない。

4 会員自らの責により不正に会員識別情報が使用され、損害が生じた場合、学会はその責任を負わない。

(個人情報保護)

第15条 会員となるものは、学会の個人情報管理(日本森林学会プライバシーポリシー)を理解し、学会が会員の個人情報を学会運営の目的で使用することに承諾したものと見なす。

(規則の変更)

第16条 この規則は、理事会及び総会の決議を経て変更できるものとする。

附則

1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。
2. この規則は、平成28年5月31日から施行する。
3. この規則は、令和元年5月28日から施行する。
4. この規則は、令和2年5月27日から施行する。
5. この規則は、令和4年11月1日から施行する。

別表 1 入会申込書

別表 2 会員変更届

別表 3 退会届

1-2 日本森林学会選挙規則

(目的)

第1条 日本森林学会定款第14条および第32条に基づき、学会の代議員及び役員に関する手続きを定める。

第1章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、この学会の代議員及び役員選挙の執行管理業務を行う。

2 選挙に関して疑義を生じたときは、委員会の決議によって決定する。

(委員長及び委員)

第3条 委員会に委員長1名(総務担当理事)及び委員若干名を置き、委員は役員以外の会員のなかから、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

2 委員長及び委員の任期は2年とし、委嘱の日から次期委員会委嘱の前日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項の業務を担当する。

- (1) 選挙の告示
- (2) 選挙権者および被選挙権者の資格の決定
- (3) 選挙権者及び被選挙権者名簿(以下、「有権者名簿」と略す。)及び投票用紙の作成および交付
- (4) 投票の受理、開票およびその結果の公表
- (5) その他、選挙管理業務

第2章 代議員の選挙

(代議員の定数)

第5条 代議員の定数は、以下の各号に定める地区ごとに、基本数を2名とし、有権者50名につき1名、端数が30名を超える場合は1名を加えた数とする。

- (1) 北海道地区 北海道
- (2) 東北地区 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- (3) 関東地区 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県
- (4) 中部地区 富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、長野県、静岡県
- (5) 関西地区 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- (6) 九州地区 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2 海外に在住する会員は、関東地区とする。

(選出時期及び告示)

第6条 代議員の選出時期は、代議員改選の年の前年11月15日から12月15日の間とする。

2 委員会は、代議員選挙の告示を選出時期の1ヶ月前までに郵送または電磁的方法によって行う。

(有権者)

第7条 選挙権者並びに被選挙権者(以下有権者と称する。)は、代議員改選の年の前年の9月1日現在において、当該会計年度までの会費を完納している正

会員、学生会員及び個人の賛助会員とする。

(有権者名簿)

第8条 委員会は、それぞれの地区ごとに「有権者名簿」を作成し、選挙の告示に合わせて有権者に通知する。

(投票)

第9条 代議員選挙の投票は、各自の所属する地区内の有権者の中から3名以内連記とし、郵送または電磁的方法により投票することができる。

(投票の無効)

第10条 次の投票については、その一部または全部を無効とする。

- (1) 投票が不正に行われた場合、その投票の全部
- (2) 所定の期日までに投票が行われなかった場合は、その投票の全部
- (3) 連記の場合、連記数が所定数をこえている場合は、その投票の全部
- (4) 無資格者が記入されている場合は、その部分のみ
- (5) 同一名を重複記入した場合は、重複している部分のみ

(当選の決定)

第11条 代議員の選出は、得票数の最も多い者から、順次、定数までの被選挙権者を当選者とする。

- 2 得票数が同数の被選挙権者があるときは、委員会が、抽選によって、その順位を決定する。
- 3 当選者は特別の事情のない限り、当選を拒否することができない。
- 4 委員会は、代議員選挙の結果を速やかに学会ウェブサイトにも公告する。

(代議員の欠員の補充)

第12条 委員長は、代議員に欠員が生じたときは、定款第14条第3項に基づき、欠員が生じた地区を単位に、代議員選挙における次点者の中から得票数の多い順に代議員として補充する。

- 2 前項の規定によって代議員を補充したときは、委員長は、速やかにこれを学会ウェブサイトにも公告する。

第3章 役員候補の選考

(役員候補)

第13条 役員を選出に際しては、予め役員候補の選考を行う。

- 2 理事候補については、定款第31条の範囲内で、以下の候補者を選考する。
 - (1) 代議員選出理事候補 10名以内
 - (2) 会長指名理事候補 10名以内
 - (3) 代議員選出監事候補 2名

(選考方法)

第14条 代議員選出による役員候補の選考は、新たに選出された代議員を選挙権者及び被選挙権者とする無記名投票の互選によって行う。

- 2 委員会は、代議員選挙結果の確定以降、概ね1ヶ月以内に投票を行うこととし、速やかに選挙の告示を行う。
- 3 投票については郵送または電磁的方法によるものとし、理事候補については10名以内連記、監事候補については単記により、それぞれ投票することとする。
- 4 投票の無効については、第10条に定めによる。

(当選の決定)

第15条 代議員選出理事候補及び監事候補は、得票数の多いものから定数までを当選者と定める。ただし得票数が等しい場合は抽選によって順位を定める。

- 2 理事候補及び監事候補に同一人が当選の場合は、理事候補を優先する。
- 3 定款第32条第3項の定めに従い、投票結果に基づく次点者各1名を、補欠の理事候補及び監事候補とする。
- 4 委員会は、選挙の結果を補欠を含む当選者に郵送または電磁的方法により伝える。

(互選会議)

第16条 委員会は、当選者の内の理事候補者による互選会議を3月末までに開催し、互選により次期会長候補1名及び副会長候補2名を決定する。

- 2 選考に当たっては、文書又は参加者への代理委任による投票を認める。

(会長指名理事候補)

第17条 次期会長候補は、速やかに副会長候補と協議し、第13条第2項第2号の会長指名理事候補を決定して、委員長に報告する。

(公益認定基準)

第18条 委員会は、総会役員選挙議案の作成に当たり、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に定める公益認定の基準並びに定款第32条の規定を点検し、違反しないことを確認しなければならない。

第4章 役員を選任

(役員を選任)

第19条 定款第32条第1項に基づき、定時総会において役員選挙を行う。

(次期役員候補者名簿)

第20条 委員長は、第13条に定める次期役員候補及び補欠の役員候補からなる次期役員候補者名簿を作成し、次期総会に提出する役員選挙議案として予め理事会に諮って承認を得る。

- 2 役員選挙の告示は、総会議案の一部として、予め代議員に通知することで足りる。

(監事を選任に関する監事の同意等)

第21条 会長は、監事を選任に関する議案を総会に提出する際には、監事の同意を得なければならない。

- 2 監事は、会長に対し、監事を選任を総会の目的とすること又は監事を選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

(信任投票)

第22条 次期役員を選任は、定款第32条第2項に基づき、役員選挙議案に掲載された候補者ごとの信任投票により行うこととし、一括してはならない。

(監事等の選任等についての意見の陳述)

第23条 監事は、総会において、監事を選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

(再投票)

第24条 信任投票において役員定数に達しない場合は、補欠の候補を繰り上げるほか、出席代議員の立候補を受けて、再投票によって選任する。

- 2 再投票における投票及び当選の決定は、第10条から第12条の定めによる。

第5章 次期会長の選任

(次期会長の選任)

- 第25条 会長は、定時総会において次期役員が新たに選出された後、速やかに総会を中断し、次期役員による次期理事会を招集し、次期会長の選出と次期役員との分担を決定する。
- 2 次期理事会の議長は、新たに会長が選出されるまでの間は会長が務める。
 - 3 次期会長の選任は、次期理事の互選によるものとする。
 - 4 会長は、次期理事会が終了後、総会を再開して、次期役員との任務分担を報告する。

(規則の変更)

- 第26条 この規則は、理事会及び総会の決議を経て変更できるものとする。

附 則

1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。
2. この規則は、平成26年3月26日から施行する。
3. この規則は、平成29年5月23日から施行する。
4. この規則は、平成30年5月29日から施行する。

1-3 日本森林学会総会規則

(目的)

- 第1条 日本森林学会総会の運営は、法人法及び日本森林学会定款に定めるほか、この規則の定めによる。

(総会の招集の決定)

- 第2条 定款第24条第3項に基づいて会長が総会を招集する場合には、以下の事項を予め理事会で定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である決議事項及び報告事項
- (3) 定款の変更、役員を選任、合併や事業の譲渡など、重要な事項における議案の概要
- (4) 代理人による議決権を行使することを証明する文書、及びその提出期限(原則として総会の2日前)(計算書類等の代議員への提供)

- 第3条 会長は、定時総会の5日前までに、代議員に対し、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供しなければならない。

(総会の招集の通知)

- 第4条 定款第24条第3項による招集の通知を電磁的方法によって行う場合には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令」第1条に基づき、予め、代議員及び役員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(代議員提案権)

- 第5条 定款第24条第4項の定めに従い、議決権を有する2人以上の代議員は、一定の事項を総会の目的とすることを請求することができる。

- 2 代議員は、総会において、総会の目的である事項につき議案を提出することができる。
- 3 議決権を有する2人以上の代議員は、会長に対し、総会の日の2週間前までに、総会の目的である事項につき当該社員が提出しようとする議案の要領を、代議員に通知することを請求することができる。

(議決権の代理行使)

- 第6条 議決権の代理行使に当たって、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により、総会の2日前までに、学会事務局に提出して行う。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとに行なければならない。

(総会の運営)

- 第7条 総会の議事の開閉は、議長がこれを宣する。
- 2 議長は、代議員の発言を不当に制限してはならない。

い。

(副議長および書記)

- 第8条 議長は、必要に応じて副議長及び書記を指名し、総会で選任する。

- 2 副議長は議長を補佐し、必要な場合は議長を代行する。

- 3 書記は議事録等、必要な文書の作成を行う。

(動議の提出)

- 第9条 出席した代議員は、議事日程を妨げない限り、いつでも動議を議長に提出できる。

- 2 前項の動議が提出されたときは、議長は、これを議案に供するか否かを議場に諮らなければならない。

(議案、動議の再提出の禁止)

- 第10条 否決又は撤回された議案及び動議は、同一総会において再び提出することができない。

(延期又は続行の決議)

- 第11条 総会において、その延期又は続行について決議があった場合には、招集に必要な手続きを要しない。

(採決の方法)

- 第12条 採決は、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 挙手

(2) 起立

(3) 投票

- 2 挙手及び起立は、賛成者及び反対者について行う。
- 3 投票は、学会より配布された用紙を用いて行う。

(メール総会)

- 第13条 臨時総会のうち定款第29条による総会を、メール総会と呼び、総会の通知及び議決権の行使等を電磁的方法によることができる。

- 2 前項の場合、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令」第1条及び第2条に定める、代議員による承諾があったものと見なす。

(メール総会における議決権の行使)

- 第14条 メール総会において、書面又は電磁的方法により議決権を行使する場合には、議決権行使書面、又はその書類に記載すべき内容を電磁的方法により、総会の2日前までに、学会事務局に提出して行う。

(理事等の説明義務)

- 第15条 理事及び監事は、総会において、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説

- 明をしなければならない。
- 第16条 会長は、定款第39条に基づき、役員賠償責任を求めるときには、総会において、責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額等を開示しなければならない。
- 2 前項の議案を提出する場合には、事前に、監事の同意及び理事会の承認をなければならない。
(議事録)
- 第17条 定款第30条に定める総会の議事録には、次の事項を記載する。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の現在数
 - (3) 出席した代議員の数及び出席者氏名(表決委任者を含む。)
 - (4) 総会に出席した役員の氏名
 - (5) 総会議長の氏名
 - (6) 決議事項及び報告事項
 - (7) 議事の経過の概要及びその結果

- (8) 議事録署名人による署名
 - (9) 議事録作成者の氏名
- 2 定款第29条の規定によるメール総会の決議又は報告の場合は、以下の事項とする
- (1) 総会決議又は報告事項の内容
 - (2) 決議に関する提案者の氏名
 - (3) 総会決議又は報告の日
 - (4) 議事録作成者の氏名
- 3 前項の場合は、定款第30条第2項に定める議事録署名人を、会長及び監事1名とすることができる。
(規則の変更)
- 第18条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会及び総会の決議により定めるものとする。
- 附 則
1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。
- 付表 第6条 代理権を証明する書面様式を定める。
第14条 議決権行使書面を定める。

1-4 日本森林学会理事会規則

- (目的)
- 第1条 日本森林学会理事会の運営は、日本森林学会定款に定めるほか、この規則に定めるところによる。
(理事会の開閉)
- 第2条 理事会の議事の開閉は、議長がこれを宣する。
(議長の職務)
- 第3条 議長は、議事日程に従い、議事を円滑に進行せしめるとともに、議場の秩序を確立し、かつ、これを維持しなければならない。
- 2 議長は、理事の発言を不当に制限してはならない。
(書記)
- 第4条 議長は、議事録等必要な文書の作成を行うために、主事の中から書記を指名し、理事会で選任する。
(議案の説明)
- 第5条 議案の説明については、提案者がこれをすべて執り行うものとする。ただし、必要がある場合は、陪席する主事或いは事務局職員若しくはその他の者に説明させることができるものとする。
(報告事項)
- 第6条 やむを得ない理由のために当該理事会に出席できない理事は、あらかじめ理事会に対して自己の職務に係る報告書を書面により提出しなければならない。この場合には、陪席する担当主事又は総務担当理事が、当該欠席理事に代わって、提出された報告書に基づいて報告する。
(委員会付議)
- 第7条 理事会で必要と認めるときは、議長は理事会に諮って定款第61条に定める臨時委員会を設置し、委員を選任し、委員会に議案を付託して審議させることができる。
- 2 前項による委員の選任方法は、議長がその都度理事会に諮って決定する。
- 3 議長は、委員をして、付託した議案について審議の結果を報告させた後、採決する。
(動議及び採決)
- 第8条 動議及び採決の方法は総会規則第9条から第11条による。

- (利害関係者の採決)
- 第9条 出席した理事は、必ず採決に加わらなければならない。ただし、特別の利害関係を有する理事は、その採決に加わることができない。
- 2 前項ただし書きの場合は、議長は当該理事に対し、その議事が終了するまで退場させることができる。
(メール理事会)
- 第10条 臨時理事会のうち、定款第47条及び第48条による理事会を、メール理事会と呼び、理事会の開催通知及び議決権の行使等を電磁的方法により行う。
- 2 定款第33条第4項に定める執行理事の業務報告は、メール理事会では行えない。
(理事会議事録)
- 第11条 定款第49条に定める理事会議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成する。
- 2 理事会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とする。
- (1) 理事会が開催された日時及び場所
 - (2) 理事会の開催者
 - (3) 理事会に出席した理事の氏名
 - (3) 総会議長の氏名
 - (4) 理事会の議事経過の概要及びその結果
 - (5) 決議を要する事項について、特別の利害関係を有する理事の氏名
 - (6) 議事録作成者の氏名
 - (7) 議事録署名人による署名等
- 3 定款第47条によるメール理事会の場合は、以下の事項
- (1) 理事会の決議事項の内容
 - (2) 議案を提案した理事の氏名
 - (3) 理事会の決議の日
 - (4) 議事録作成者の氏名
 - (5) 議事録署名人による署名等
- 4 定款第48条によるメール理事会の場合は、以下の事項
- (1) 理事会への報告を要しない事項の内容

- (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録作成者の氏名
- (4) 議事録署名人による署名等
(公益目的事業の推進)

第12条 理事会は、学会事業の推進に当たって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以降、公益認定法という）第2条第4号に定める公益目的事業であって、別表1号「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」を推進することを旨とする。

2 理事会は、その事業を行うに当たり、特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものに対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはな

らない。ただし、他の公益法人に対して、学会が行う公益目的事業のために行う場合は、この限りでない。

(コンプライアンス)

第13条 役員は、事業の推進に当たって、法人法第334条から第342条に定められた罰則規定を念頭に、関係法令の遵守（コンプライアンスの確保）を旨としなければならない。

(規則の変更)

第14条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会及び総会の決議を経て、定めるものとする。

附 則

1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。

1-5 日本森林学会学術大会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、日本森林学会定款第4条第1号に定める学術大会の運営を円滑に実施することを目的として定める。

(学術大会)

第2条 年次学術大会（以下、大会という。）は、会員による研究業績の発表のほか、一般を対象とした公開シンポジウムその他をもって開催する。

2 理事会は、学会賞受賞者講演会を大会期間中に実施する。

3 関連研究会及び企業展示の機会を設けることができる。

(開催日程)

第3条 開催時期は、事業年度開始から3ヶ月以内とする。

2 開催に当たっては、地区にある森林・林業関係学会（以下、共催学会という。）と共催して行う。

(1) 北海道地区 北方森林学会

(2) 東北地区 東北森林科学会

(3) 関東地区 関東森林学会

(4) 中部地区 中部森林学会

(5) 関西地区 応用森林学会

(6) 九州地区 九州森林学会

(大会開催機関)

第4条 大会開催機関の決定は、以下の手順とする。

2 大会の開催については、過去の実績に基づき、原則として関東地区とその他の地区が交代で行う。

3 理事会は、3年後に大会開催が予定される地区を決定し、当該地区にある共催学会に大会開催機関の推薦を依頼する。

4 当該共催学会は、当該地区に所属する代議員と協議して大会開催機関及び開催会場を内定し、その結果を会長に報告する。

5 会長は、理事会の議をへて大会開催機関を決定し、その結果を当該地区の共催学会に通知するとともに、直近の総会に報告する。

(大会運営委員長)

第5条 当該地区の共催学会は、大会開催機関に所属する会員の中から大会運営委員長（以下、委員長という。）を理事会に推薦する。

2 理事会は、当該大会開催の2年前までに、委員長を決定し、会長がこれを委嘱する。

3 委員長は、3年次にわたる大会にそれぞれ存在することから、その名称の前に回数を附して区分する。

4 会長は、次期委員長を理事候補として総会に提案する。

(大会運営委員会)

第6条 定款第61条第1号の大会運営委員会（以下、委員会という。）は、大会を開催し運営する。

2 委員会は、2年次にわたる大会にそれぞれ存在することから、その名称の前に回数を附して区分する。

3 委員長は、大会開催の1年半前までに委員会を組織し、委員会を構成する運営委員を選考し、理事会に報告する。

4 会長は、次期委員長からの報告を受けて、運営委員を委嘱する。

5 委員長は、委員会の重要な決定事項を、その都度、理事会に報告しなければならない。

6 委員会に事務局を設置する。

(委員会の業務)

第7条 委員会は、大会を運営するため、以下の事項を実施する。

(1) 開催日時の決定及び会場の確保

(2) 大会全体の事業計画とスケジュールの決定

(3) 公開シンポジウムの企画

(4) 大会収支見込の作成

(5) 発表プログラムの編成

(6) 「日本森林学会大会学術講演集」（ISSN：1349-8517）の刊行

(7) 大会懇親会の開催

(8) 大会報告及び収支報告の作成

2 前項第1号から第4号の事項は、大会開催1年前までに行い、総会に報告する。

(大会運営)

第8条 委員会は、大会の開催に当たって、施設、時間の面で、大会運営に必要な条件を備えた会場を選び、その運営をなるべく簡素なものにする。

2 委員会は、発表プログラム編成の最終責任を有し、発表者の希望を調整することができる。

3 委員会は、大会運営に必要な経費を、大会参加費等として参加者から徴収することができる。

4 委員会は、大会の開催準備に当たって、ウェブサイトを活用して会員に的確な開催情報の提供に努めなければならない。

(大会経理)

第9条 大会経理は、学会会計処理内規（以下、会計内規という。）に従って行う。

(大会経理出納責任者)

第10条 学会経理責任者は、委員長の推薦を得て、大会経理に関する出納責任者を定め、銀行口座を含む資金管理及び執行を行わせる。

2 出納責任者は、出納事務担当者を置くことができる。

3 出納責任者及び出納事務担当者はその任期を1年とし、当該大会が終了後、速やかに精算を行い、次期出納責任者に引き継ぎを行う。

(半期報告)

第11条 出納責任者は、年度の半期ごとに執行状況を経理責任者に報告しなければならない。

(内規)

第12条 委員会は、大会開催1年前までに、以下のことを定めた内規を理事会の決議を経て定める。

(1) 大会における研究業績の発表形式

(2) 委員会の事務局

(3) 委員会の業務と任務分担

(規則の変更)

第13条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会及び総会の決議を経て、定めるものとする。

附則

1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。

2. 第3条第2項第6号の共催学会名は、九州支部の解散・移行に伴い決定される名称に変更する。

3. この規則は、平成27年5月28日から施行する。

1-6 日本森林学会学会誌等刊行規則

(目的)

第1条 この規則は、日本森林学会定款第4条第2号に規定する学会誌及び学術図書の刊行に関する事項を定める。

(学会誌の種類)

第2条 本会の学会誌は、次の3種とする。

(1) 日本森林学会誌(略称、日林誌、Print ISSN: 1349-8509、Online ISSN: 1882-398X)

(2) Journal of Forest Research(略称、JFR、ISSN: 1341-6979)

(3) 森林科学(ISSN: 0917-1908)

(日林誌)

第3条 日林誌は、オンラインジャーナルとして年12回発行するものとし、日本語で書かれた森林・林業に関する学術論文のほか、日林誌編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。半年に1度、合併号として冊子体を発行する。

(JFR)

第4条 JFRは、年6回発行するものとし、英文で書かれた森林・林業に関する学術論文のほか、JFR編集委員会が適当と認めた事項のほか、本会記事、会務公告等を掲載する。

(森林科学)

第5条 森林科学は、年3回発行するものとし、森林科学の成果を普及する一般向け刊行物として、森林科学編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

(配布)

第6条 学会誌の配布は、会員規則に定める。

2 学会誌の巻号ごとの配布、別刷及び送付の価格、並びに広告掲載料金は、理事会で別に定める。

(編集委員会)

第7条 学会誌の編集・刊行は、定款第61条第2号から第4号に定める編集委員会(以下、委員会という。)が行う。

(編集委員会の組織)

第8条 それぞれの委員会の委員長は、それぞれの編集担当理事とし、委員会を統括する。

2 委員会には、それぞれ専門分野に応じて委員若干名を置くほか、編集主事2名以内を置く。

3 JFRの編集委員には、国際性を高めるため、外国人研究者を含める。

(編集委員会の職務)

第9条 委員会は、学会誌の内容及び体裁、投稿規定及び執筆要領の設定並びに改正、投稿原稿の採否、審査、原稿の依頼等、学会誌の編集及び発行に関する事務の運営にあたる。

2 委員会における審査の過程は、これを非公開とする。

3 編集委員会は、委員会の決議により特集記事を組むことができる。

(編集会議)

第10条 委員会は、年1回以上編集会議を開催し、原稿の審査状況及び会誌の発行状況を報告するとともに、編集委員会の任務に関わる重要事項を審議し決定する。

2 委員会は、電磁的方法による編集会議を設けることができる。

(学会誌への投稿)

第11条 学会誌への投稿は、別に定める投稿規定及び執筆要領に従わなければならない。

2 JFRへの投稿は、学会会員に限定せず、外国を含めた一般からのものも受け入れる。

(日本森林学会大会学術講演集)

第12条 学会は、学術大会における成果を公開する目的で、日本森林学会大会学術講演集(ISSN: 1349-8517 以下、講演集という。)を刊行する。

2 講演集の編集は、学会誌の例に準じて、当該大会の大会運営委員会が行う。

(電子アーカイブ)

第13条 日林誌はオンラインジャーナルとして、各号を非公開期間を設けずにオープンアクセスで出版する。

第14条 森林科学及び講演集については、研究成果の公表を目的に、刊行後一定期間を経て、電子アーカイブによる無料一般公開を行う。

(学術図書の刊行)

第15条 学術図書の刊行については、学会誌の例に準じて、その都度理事会に諮って行う。

(著作権)

第16条 本会の刊行物への掲載が受理された記事、論文等の著作権は、本会単独であるいは本会の定める出版社と共同で、本会に帰属するものとする。

2 著者に許容される権利については、委員会等が刊行物ごとに理事会に諮って別に定める。

(内規)

第17条 委員会は、本規則の定めのほか、その運営

について、それぞれ別に定めることができる。

(規則の変更)

第18条 この規則は、理事会及び総会の決議を経て変更できるものとする。

附則

1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。

2. この規則は、令和元年5月28日から施行する。

3. この規則は、令和4年11月1日から施行する。

1-7 日本森林学会表彰規則

(目的)

第1条 日本森林学会定款第4条第5号に基づく表彰に関する業務は、この規則の定めるところによる。

(会員の表彰)

第2条 日本森林学会は、次の区分により会員等を表彰することができる。

(1) 日本森林学会賞 (Japanese Forest Society Award (JFS Award))

(2) 日本森林学会奨励賞 (Japanese Forest Society Young Investigator Award)

(3) 日本森林学会功績賞 (Japanese Forest Society Outstanding Contribution Award)

(4) 日本森林学会学生奨励賞 (Japanese Forest Society Student Award)

(5) Journal of Forest Research (略称、JFR) 論文賞 (JFR Award)

(6) 日本森林学会誌 (略称、日林誌) 論文賞 (Journal of the Japanese Forest Society Award)

(7) 日本森林学会学生ポスター賞 (Japanese Forest Society Student Poster Award)

2 前項の表彰は、賞状を授与して行う。

(日本森林学会賞)

第3条 日本森林学会賞は、本会会員であって、森林科学に関し画期的な業績によってとくに貴重な学術的貢献をなしたと認められる者に授与する。

2 前項の授賞の対象となる業績は、選考の当年を含まない過去5か年以内に発表された一つ又は一連の論文または著書等とする。

(日本森林学会奨励賞)

第4条 日本森林学会奨励賞は、本会会員であって、森林科学に関し優秀な論文又は総説等を発表し、独創性と将来性をもって学術的貢献をなしたと認められる者に授与する。

2 前項の授賞の対象となる業績は、選考の当年を含まない過去3か年以内に発表された論文又は著書等のうち一つとする。

3 前項の授賞の対象者は、推薦年度において、原則として40歳以下の者とする。

(日本森林学会功績賞)

第5条 日本森林学会功績賞は、本会会員であって、森林科学にかかわる研究、調査、教育、啓発普及もしくは出版文化活動、又は本会の運営に関し、特に顕著な功績があったと認められる者に授与する。

2 日本森林学会における通常の役職上の貢献は、原則として日本森林学会功績賞の授賞の対象業績としない。

(日本森林学会学生奨励賞)

第6条 日本森林学会学生奨励賞は、本会会員であって、森林科学に関し発展性の高い論文を発表し、今後の研究の展開が期待される者に授与する。

2 前項の授賞の対象となる業績は、選考の年を含む過去3か年以内に発表された論文又は著書等のうち一つとする。

3 前項の授賞の対象者は、前項業績の投稿時に学生である者とする。

(JFR 論文賞)

第7条 JFR 論文賞は、森林科学の学術的な発展に貢献する独創的で国際的に優れた論文を、JFR に発表した著者に対して授与する。

2 授賞対象となるJFRの発行期間は、内規で別に定める連続する1年間とし、その中から原則として1編を選考する。

(日林誌論文賞)

第8条 日林誌論文賞は、森林科学の学術的な発展や林業など産業や社会の進歩に貢献する優れた論文を、日林誌に発表した著者に対して授与する。

2 授賞対象となる日林誌の発行期間は、内規で別に定める連続する1年間とし、その中から原則として1編を選考する。

(日本森林学会学生ポスター賞)

第9条 日本森林学会学生ポスター賞 (以下、「学生ポスター賞」という) は、内規で定める優れたポスターを、日本森林学会大会で発表した学生会員に対して授与する。

(推薦)

第10条 本会会員は、日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞及び日本森林学会学生奨励賞の授賞に適すると思われる業績を表彰委員会に、また日本森林学会功績賞の授賞及び日本農学賞の本学会推薦業績に適すると思われる業績を理事会に推薦することができる。

(表彰委員会)

第11条 定款第61条第6号で定める表彰委員会の委員長は、表彰担当理事とし、委員は全ての代議員とする。

2 表彰委員会の開催は、総会にあわせて行うほか、電磁的方法により審議、議決を行う。(賞の審査・選考)

第12条 日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞及び日本森林学会学生奨励賞の各授賞候補業績の審査・選考は、表彰委員会が行う。

2 日本森林学会功績賞の授賞候補業績及び日本農学賞の本学会推薦業績の審査・選考は理事会が行う。

3 JFR 論文賞の審査・選考は、JFR 編集委員会が組

織する JFR 論文賞選考委員会で行い、表彰委員長に報告する。

- 4 日林誌論文賞の審査・選考は、日林誌編集委員会が組織する日林誌論文賞選考委員会で行い、表彰委員長に報告する。
- 5 学生ポスター賞の審査・選考は、学生ポスター賞選考委員会が行い、表彰委員長に報告する。
- 6 賞の審査及び選考の方法は、透明性を高める観点から内規を定めて会員に公表するが、審査及び選考の過程は、公平性を確保する目的で非公開とする。
- 7 表彰委員長は、日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会学生奨励賞、JFR 論文賞、日林誌論文賞及び学生ポスター賞の審査及び選考の結果を理事会に報告する。

(決定)

第 1 3 条 理事会は、表彰委員長からの報告に基づき、日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会学生奨励賞、JFR 論文賞及び日林誌論文賞を決定する。また理事会は、日本森林学会功績賞並びに日本農学賞の本学会推薦業績の決定を行う。

- 2 理事会は、学生ポスター賞の決定を学生ポスター賞選考委員会に委任する。表彰委員長はその決定を理事会に報告する。

(表彰)

第 1 4 条 表彰は、毎年、原則として学術大会開催期間中に行う。

(内規)

第 1 5 条 表彰委員会は、本規則の定めのほか、その運営について、それぞれ別に定めることができる。

(規則の変更)

第 1 6 条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会及び総会の決議を経て、定めるものとする。

附 則

1. この規則は、平成 2 3 年 6 月 1 5 日から施行する。
2. この規則は、平成 2 6 年 3 月 2 6 日から施行する。
3. この規則は、平成 2 9 年 5 月 2 3 日から施行する。

(付記) 林学賞のうち 1 編は白沢保美博士の業績をたたえ白沢賞としていたが、白沢賞の選考方法の推移を検討した結果、1976 年度から「林学賞」に呼称を統一することにした。1994 年度から「林学賞」を「日本林学会賞」に呼称を変更した。1995 年度から「日本林学会奨励賞」および「日本林学会功績賞」を新設した。2005 年度より「日本森林学会賞」、「日本森林学会奨励賞」および「日本森林学会功績賞」に呼称を変更した。2009 年度から「日本森林学会学生奨励賞」及び「JFR 論文賞」を新設した。2011 年度から「日林誌論文賞」及び「学生ポスター賞」を新設した。

1 - 8 日本森林学会基金取扱い規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日本森林学会定款第 5 8 条に基づき、日本森林学会基金（以下基金と呼ぶ。）の取扱いを定める。

(基金の繰り入れ)

第 2 条 学会に寄せられた個人や団体からの寄付金などの一時的な収入、及び一般会計予算の一部を基金に繰り入れることができる。

(募集事項の決定)

第 3 条 理事会は、基金の募集をしようとするときは、その都度、その総額及び拠出に係る金銭の払込みの期日を定めねばならない。

(基金の申込み)

第 4 条 理事会は、基金の募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 学会の名称
- (2) 募集事項
- (3) 金銭の払込みの取扱いの場所
- (4) 基金の拠出者の権利
- (5) 基金の返還の手続

2 学会の募集に応じて基金の引受けの申込みをする者は、その氏名又は名称及び住所、並びに引き受けようとする基金の額を記載した書面を学会に交付し、又は電磁的方法により提供しなければならない。

(基金の割り当て)

第 5 条 理事会は、申込者の中から基金の割り当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる基金の額を定め、申込者に対して払い込みの期日の前日まで通知しなければならない。

(基金の引受け)

第 6 条 申込者は、学会が割り当てた基金の額について基金の引受人となる。

(基金の拠出の履行)

第 7 条 基金の引受人は、払い込みの期日までに、学会が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの基金の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2 基金の引受人が拠出の履行をしないうときは、基金の引受けは、その効力を失う。

(基金の拠出者となる時期)

第 8 条 基金の引受人は、第 3 条の払込みの期日に、拠出の履行をした基金の拠出者となる。

(基金特別会計)

第 9 条 学会の基金は、通常会計とは別に設ける基金特別会計に計上する。

2 基金は元金口座と利子口座に分けて管理する。

(運用方法)

第 1 0 条 基金の資金運用は、安全・確実かつ効率的に行うこととし、元本保証の預金、国債等の債券、及びこれらに準じた安全性・確実性を有するその他の金融商品で行うこととする。

2 運用期間は 1 0 年を超えないものとする。なお、1 年以内に支出見込がある資金については、換金性に十分配慮して運用するものとする。

3 運用方法の選択にあたっては、金融機関の信用度を斟酌して、金融機関の選定および預金の分散を図るものとし、特定の金融機関、特定の運用形態に集中させてはならない。

(基金の支出)

第 1 1 条 基金は総会の承認を得て支出する。なお、会計処理上、本基金は一般会計に繰り入れて使用する

る。

2 事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて積立預金及び運用益の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(運用状況の報告)

第12条 会計担当理事は、資金運用状況について、適宜理事会に報告を行うものとする。

(基金の返還)

第13条 理事会は、事業実施に際して財務上に余裕がある場合に限り、基金の返還を行うことができる。

2 理事会は、返還計画案を決議し、総会に提案する。

3 定款第59条に定める限度額とは、ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が、基金(第18条第1項の代替基金を含む。)の総額を超えた額とする。

4 返還の実施は、前項の事業年度の次の事業年度に関する定時総会の日の前日までの間に限り行うことができる。

(返還対象者と配分額)

第14条 返還の対象者は、直近の募集に関わる基金の拠出者とし、返還の額は、拠出額に応じて配分を行う。

2 前項に実施に当たっては、公平性と透明性を確保しなければならない。

(返還計画)

第15条 返還の実施に当たって、理事会は返還計画に従い、返還対象者に文書で通知し、払込み等の承諾を得なければならない。

(基金の返還に係る債権の取得の禁止)

第16条 学会は、次に掲げる場合に限り、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができる。

(1) 合併又は他の法人の事業の全部の譲受けによる場合

(2) 一般社団法人の権利の行使に当たり、その目的を達成するために必要な場合

(3) 無償で取得する場合

2 学会が、前項第1号又は第2号に掲げる場合に同項の債権を取得したときは、民法第520条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しない。この場合においては、学会は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならない。

(基金利息の禁止)

第17条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

(代替基金)

第18条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

(規則の変更)

第19条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会の決議を経て、定めるものとする。

附 則

1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。